

AirPlug™ 利用規約

本規約は、エイターリンク株式会社（以下「当社」といいます。）が、AirPlug™をビルマネジメント用に提供する（以下、「本サービス」といいます。）に際して、その利用者（以下、「お客様」といいます。）との契約関係(以下、「本契約」といいます。）を定めます。

当社とお客様との間において、本規約は、本契約内容の一部を構成します。AirPlug™の提供は、お客様が本規約の内容を確認し、かつ、その適用に同意したことを前提条件とします。お客様が AirPlug™システムの全部または一部の利用を開始したとき、本規約のすべてを確認し、適用に同意したものとみなします。

第1章 基本事項

第1条(目的及び適用)

本規約は、AirPlug™システムの利用に関する当社とお客様との権利義務関係の設定を目的とし、当社とお客様との間の AirPlug™システムの利用に関わる一切の關係に適用されます。

第2条(定義)

本規約では、次の各用語の定義は以下の通りとします。

項目	定義
AirPlug™	AirPlug™とは 920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス給電技術を用いて、対象空間を均一にワイヤレス給電用の電波で満たし、対象空間内で無線給電デバイスを動作させるソリューションおよびワイヤレス給電空間、実現製品/技術群をいいます。特に断りがない限り、本規約においてはビルマネジメント用に提供する場合を指します。
AirPlug™ Cloud	AirPlug™システム内の全てのデバイスの動作監視、設定情報やデバイス情報の保持、センサデータの収集と可視化を行うために当社が提供するインターネット上のクラウドをいいます。 (https://cloud.aeterlink.com/login)
Sumit™	送電機からセンシングデータ等を受信し、ソリューション提供のためのエッジコンピューティング、Cloud システムへのゲートウェイ、ビルシステムとのインターフェース機能を担う、器機端末をい

	います。
PowerTx	920MHz 帯の電波を発射することでワイヤレス給電空間を構築し、また、受電機からのセンサデータを無線で受信し、Sumit™へデータ送信を行うための器機端末をいいます。
AirPlug™ Sense	920MHz 帯の電波を電力へ変換し、完全ワイヤレスで空間の温湿度等を測定し、送電機へセンシングデータを送信するための器機端末をいいます。
器機端末群	AirPlug™を構成する、Sumit™、PowerTx 及び Sense-T 並びにこれらの器機端末に付属する機器の総称をいいます。
AirPlug™ 構成物	AirPlug™を構成し若しくはこれに付属するハードウェア（器機端末群を含みますがこれに限られません。）、ソフトウェア及び AirPlug™ Cloud の総称をいいます。
当社利用環境	当社が、お客様に対し、AirPlug™を提供するためのコンピュータ、電気通信設備その他のハードウェア及びソフトウェア（第三者から借り受け、又は第三者から利用の提供を受けているものを含みます）
お客様利用環境	お客様が、AirPlug™を利用するためのコンピュータ、電気通信設備その他のハードウェア及びソフトウェア（第三者から借り受け、又は第三者から利用の提供を受けているものがある場合はこれらを含みますが、AirPlug™構成物を含みません）
知的財産	発明、考案、意匠及び著作物その他人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含みます。）、商標並びに営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報
知的財産権	特許権、実用新案権、意匠権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。）並びに商標その他の知的財産に関して法令により定められた権利（特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利及び商標登録を受ける権利その他知的財産権の設定を受ける権利を含みます）

免責事由	<p>次の各号のいずれかに該当する事由</p> <p>(1) 天災地変（地震、台風、暴風雨、津波、洪水、落雷及び火災を含みます。）</p> <p>(2) 感染症・伝染病・疫病（これらに伴う公的機関による命令、要請の遵守を含みます。）</p> <p>(3) 戦争、暴動、内乱、テロ行為</p> <p>(4) ストライキ、ロックアウト等の労働争議</p> <p>(5) 停電</p> <p>(6) AirPlug™の提供に関わる第三者（但し、お客様又は当社の役員・従業員を除きます。）のサービス提供の停止・終了</p> <p>(7) サイバー攻撃その他の第三者（但し、お客様又は当社の役員・従業員を除きます。）の故意又は過失による行為及びその行為に関連又は起因して生じた結果</p> <p>(8) 法令の制定・改廃</p> <p>(9) 公権力による命令処分その他政府・地方公共団体による行為</p> <p>(10) その他当社の責めに帰すことができない事由</p>
反社会的勢力	暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者
法令	法律、政令、規則、基準及びガイドライン

第3条（本契約の締結）

1. AirPlug™の利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、当社に対し、申込書を提出することで、本契約の締結を申込みます。
2. 申込者は、申込書に当社所定の事項を記載します。
3. 申込者は、当社に対し、申込書の提出時点で、次の各号の事項の真実性を表明し、保証します。
 - (1) 申込者が、本契約を締結する権限を有すること
 - (2) 申込者が、本規約の全文を確認し、そのすべての適用に同意したこと
 - (3) 申込者が、当社に対し、AirPlug™の利用申込み諾否の判断に必要な情報を、すべて開示していること
 - (4) 申込書の記載内容その他の申込者から当社に開示した事項がいずれも真

実であること

- (5) 申込者が、過去に当社との間の契約に違反した者ではないこと
 - (6) 申込者が、AirPlug™、ソフトウェアの解析又は器機端末群のリバースエンジニアリングを行う目的を有していないこと
 - (7) 申込者及びその所属する組織が反社会的勢力に該当し、あるいは過去に該当したことがないこと
4. 当社が申込者に対し、第1項の申込みに対する承諾の意思表示を通知した時、本契約は成立するものとします。
5. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、第1項の申込みを承諾しなかったものとします。
- (1) 当社が、申込者に対し、申込みを承諾しない旨を通知したとき
 - (2) 申込みの到達後、10営業日以内に、当社が、申込者に対し、その申込みの承諾の有無を通知しないとき
6. 当社は、次の各号の原因により申込者に損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。
- (1) 申込みに対する承諾の有無の通知の留保
 - (2) 申込みの不承諾

第4条 (本規約の適用)

- 1. 本規約およびその別紙（本規約で引用するリンク先のウェブサイトを含みます。）は、本契約の内容を構成するものとします。本規約と別紙の間に矛盾又は抵触があるとき、別紙の内容が優先するものとします。本規約の他の条項で「本規約」又は「本契約」というとき、別紙を含むものとします。
- 2. 本規約の内容と、申込書の記載内容の間に矛盾又は抵触があるとき、申込書の内容が優先して適用されるものとします。

第5条 (本規約の変更)

- 1. 当社は、その判断によりいつでも、民法（明治二十九年法律第八十九号）第548条の4所定の方式に従い、本規約を変更できるものとします。本利用規約は改訂されることがあり、改訂後は常に最新の規定が適用されます。
- 2. 当社は、前項に基づき本規約を変更するとき、お客様に対し、次の各号

のすべてを、同(3)号の期日までに第3項の周知又は個別の通知をいたします。但し、変更内容がお客様の一般の利益に適合する場合は、適切な時期に周知又は通知をすることができるものとします。

- (1) 本規約を変更する旨
 - (2) 変更後の本規約の内容
 - (3) 変更の効力発生日
3. 前項の周知に当たっては、当社ウェブサイト (<https://aeterlink.com/>) での掲載その他、広く公衆が知りうる方法によるものとします。
4. お客様は、次の各号のいずれかに該当するとき、変更後の本規約の適用に同意したものとみなします。
- (1) 第2項(3)号の効力発生日以後、AirPlug™構成物全部または一部を利用したとき
 - (2) 当社が解除期間を定めて、お客様による解除を認めた場合に、当該期間内に本契約を解除しなかったとき

第6条 (AirPlug™の提供)

1. AirPlug™の概要は、「AirPlug™ for Building Management システムガイド」記載のとおりとします。
2. 当社は、お客様に対し、本規約及び関係する適用法令を遵守の上、AirPlug™を提供します。
3. お客様は、無線局免許の取得を停止条件として、当社が別途通知する利用開始日以降 AirPlug™に係るサービスを利用いただくことができます。
4. 当社は、お客様に対する本契約上の義務の履行のために、必要に応じてその裁量により第三者に本契約上の義務の全部又は一部を託することができるものとします。
5. AirPlug™の提供形態及び関連する役務の詳細は、別紙「サービス内容一覧」記載のとおりとします。

第7条 (検収)

1. お客様には、以下の各号の事由の都度、過不足の有無と正常に作動することをご確認いただきます(以下、本条において「検収」といいます)。問題があることが判明した場合、直ちにご通知願います。当社による確認の後、速やかに交換又は修補等の対応をいたします。検収の結

果、問題がない場合、当社所定の様式により検収通知をご提出いただきます。

- (1) AirPlug™器機端末群の納品
 - (2) AirPlug™器機端末の設置
 - (3) AirPlug™Cloud の設定
2. 前項各号の事由が同時に実施される等の事情がある場合、当社の判断により、検収通知をまとめてご提出いただくことがあります。

第8条 (保証)

1. 当社は、お客様に提供する AirPlug™ 及び付随する一切の製品・役務に関し、当社に故意または重過失が認められる場合を除き、第三者の権利利益を侵害していないことを保証しません。
2. 前項の侵害が本利用規約に違反するお客様の使用方法や AirPlug™構成物の改変、組み合わせ、または派生物の作成により生じた場合は、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. お客様は、AirPlug™構成物の使用に関して第三者から権利侵害の主張を受けた場合、速やかに当社に通知するものとし、当社は当該主張に対する対応について協議を行うものとし、当社は、第1項の表明保証に反する場合を除き、お客様に対していかなる責任も負わないものとします。

第9条 (利用料金の支払等)

1. お客様には、当社との個別合意に基づき利用料金をお支払い頂きます。
2. 利用料金の支払いにかかる租税及び振込費用等諸費用はお客様のご負担となります。
3. お客様のご都合により AirPlug™を現実に利用しなかった場合であっても、利用料金をお支払いいただきます。
4. 支払期日までに、お支払い頂けなかった場合、民法所定の法定利率により、年365日の日割計算に基づき、遅延損害金をお支払いいただきます。
5. 当社は、その帰責事由に基づく第12条 (AirPlug™の提供停止) 及び第13条 (AirPlug™の提供終了) の場合を除き、一度お支払い頂いた料金は、理由のいかんを問わず返還いたしません。

第2章 AirPlug™にかかるサービスの変更及び停止

第10条 (当社利用環境の更新)

当社は、その裁量により、いつでもセキュリティの強化、機能追加、品質の維持、向上その他お客様の利用上の便益を図るために、当社利用環境を点検、保守及び更新することができます。

第11条 (AirPlug™にかかるサービスの変更)

1. 当社はその裁量により、いつでも AirPlug™の機能追加、品質維持及び品質向上を目的として、本サービスの全部又は一部を変更できます。
2. 当社は、前項の変更により変更前と同等の機能及びサービス内容が維持されることを確約いたしません。

第12条 (AirPlug™の提供停止)

1. 当社は、その裁量により、定期に又は必要に応じて、保守その他理由のいかんを問わず、AirPlug™の全部又は一部の提供を停止することができます。この場合、当社はお客様に対し、提供停止の5営業日前までに通知します。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するとき、当社は事前の通知なく AirPlug™の全部又は一部の提供を停止することができます。
 - (1) 当社利用環境又はお客様利用環境に、予期せぬ異常、滅失、毀損又は不備等があるとき
 - (2) 電波法上の無線局免許申請（更新を含みます）の拒否、免許の取り消し等法令順守の必要があるとき
 - (3) お客様又は第三者の生命、身体又は財産の保護のために必要があるとき
 - (4) お客様が本契約に違反した、又はそのおそれがあると当社が合理的に判断したとき
 - (5) 免責事由があるとき
 - (6) その他、当社が、AirPlug™の全部又は一部の提供の停止が必要と合理的に判断したとき

第13条 (AirPlug™の提供終了)

当社は、その裁量によりいつでも、理由のいかんを問わず、AirPlug™の全部又は一部の提供を終了することができます。AirPlug™の全部の提供を終了する場合、当社はユーザーに対し、終了日の20営業日前までに、通知するものとします。

第3章 AirPlug™器機端末の利用にあたっての遵守事項

第14条 (お客様利用環境)

1. 当社は、お客様において、AirPlug™の提供が可能な環境であることを確認の上、提供を開始します。
2. お客様には、その費用と責任でお客様利用環境をご用意いただき、契約期間中維持していただきます。

第15条 (エンドユーザーの管理)

1. 当社と契約関係にない法人又は個人である当事者(以下「エンドユーザー」といいます。)に対し、お客様がAirPlug™を利用させる場合、お客様の責任において本規約の内容を周知し、本規約におけるお客様の義務と同水準の義務を遵守させるものとします。
2. AirPlug™の利用に関するエンドユーザーの行為及びその結果は、お客様の行為によるものとみなし、当社に損害が生じた場合、そのすべての責任を負っていただきます。

第16条 (禁止事項)

お客様は、AirPlug™の利用にあたり、自ら又は第三者をして、次の各号のいずれかに該当する、又は、その恐れがある行為をしてはなりません。

- (1) 法令又は公序良俗に違反すること
- (2) 当社又は第三者について、その権利利益を侵害し、又は、損害、不利益を与えること
- (3) AirPlug™ for Building Management システムガイドの記載内容に違反した利用を行うこと
- (4) AirPlug™構成物について、当社の承諾なく以下の行為をすること
 - ① AirPlug™構成物を自らの業務目的以外に使用又は利用すること

- ② AirPlug™構成物を第三者に転売又は転貸すること
 - ③ AirPlug™構成物の改造・改変及び AirPlug™構成物を用いない Airplug™の利用（スタンドアローン環境での利用等）
 - ④ AirPlug™構成物を申込時に届出頂いた以外の場所に移動すること
 - ⑤ AirPlug™構成物を他のサービス又は製品と組み合わせて、自ら使用若しくは利用し、又は第三者に提供すること
 - ⑥ AirPlug™構成物に関する情報、音声、動画及び画像等を、ウェブサイト又は SNS 等に掲載すること
 - ⑦ AirPlug™構成物の利用のために必要な、あるいはこれを構成するネットワーク又はシステムなどの過度な負荷をかけること
 - ⑧ 不正アクセス、クラッキングその他 AirPlug™構成物の提供又は使用若しくは利用に支障を与えること
 - ⑨ AirPlug™構成物について、物理的解析、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル又はソースコードの取得をすること
 - ⑩ AirPlug™構成物に不正なデータ又は命令を入力すること
 - ⑪ AirPlug™構成物に関連して不正にデータを取得又はアクセスすること
 - ⑫ AirPlug™構成物に付された当社の著作権表示、商標を廃棄、消去等すること
 - ⑬ AirPlug™構成物を用いた当社の事業活動を妨害すること
- (5) その他、前各号に準じる行為として、当社が AirPlug™の提供に関し、不適切であると合理的に判断する行為をすること

第17条 （秘密保持）

1. 「秘密情報」とは、次の各号のいずれかに該当する情報をいうものとします。但し、お客様利用環境から得られたデータを除きます。
 - (1) AirPlug™の利用に際して、又は、関連して、お客様が知った当社の営業上、技術上その他一切の情報
 - (2) その他社会通念上合理的に秘密であると認識される情報
2. 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に当たらないものとします。
 - (1) 開示の時点ですでにお客様が保有していた情報

- (2) 秘密情報によらずにお客様が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点において公知の情報
 - (4) 開示後にお客様の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに開示された情報
3. お客様は、秘密情報の全部又は一部について秘密として管理し、当社の事前の書面による承諾があるときを除いて、次の各号の義務を負います。
- (1) 第三者に開示又は漏洩しないこと
 - (2) 本契約上の権利行使又は義務の履行以外の目的で使用又は利用しないこと
4. お客様には、秘密情報を、次の各号に従い、管理していただきます。
- (1) 秘密情報を他の情報と区別して管理すること
 - (2) 施錠、アクセス制限等秘密性を保持するために必要な措置をとること
 - (3) 秘密情報の漏洩又はその恐れが生じたときは、当社に対し直ちに通知すること
5. 本契約の終了時又は当社からの合理的な理由に基づく要請がある場合、お客様には次の各号の措置をとっていただきます。
- (1) 秘密情報が記録された、当社から提供を受けた媒体（複製物を含む）を返還又は破棄すること
 - (2) 自らの管理下にある秘密情報を削除すること
6. 本条の義務は、本契約終了後5年間存続します。

第18条 （事例の公開）

- 1. 当社は、お客様からの特段の申し入れがない限り、お客様の会社名をAirPlug™導入事例として、公開することができるものとします。
- 2. 当社は、前項の公開にあたり、必要な範囲においてお客様のロゴ及び商標を無償で使用することができるものとします。

第4章 お客様のデータの取扱い

第19条 （お客様利用環境データの利用）

お客様は、本契約の締結により、以下に列挙するデータ（以下、「お客様利用環境データ」といいます。）を次の目的で当社が無償利用することに同意し

ます。

(1) データ項目

- ① AirPlug™ の稼働状況
- ② AirPlug™ 設置場所物理的環境
- ③ AirPlug™ 設置場所（空調ゾーニング）の設定温度
- ④ AirPlug™ 設置場所の空間電力密度
- ⑤ AirPlug™ Sense が取得した環境情報（温度、湿度、スイッチ操作回数、給電情報及び位置情報等）
- ⑥ AirPlug™ 設置場所の電波環境に関する情報
- ⑦ 室内外に設置する空調機及び外調機の設定値及び稼働状況（換気データを含む）
- ⑧ AirPlug™ と接続し、通信したビル設備機器から取得される設備機器の情報。
- ⑨ AirPlug™ Cloud に登録された情報（建築図面、BIM 等の 3D モデル、室内レイアウト等の情報）
- ⑩ AirPlug™ Cloud へのアクセスおよび利用ログ情報

(2) 利用目的

- ① AirPlug™ の機能維持、改良及び器機端末群の保守点検
- ② AirPlug™ の追加的機能の開発。具体的には、送電機の動作状態検出（エラー有無）、AirPlug™ Sense の動作状態検出（エラー有無と動作電圧）を含みますが、これらに限られません。
- ③ 新サービスの開発、提供
- ④ AirPlug™ 設置場所が存在する建物の効率的な運用

第20条 （お客様利用環境データの管理）

1. 当社は、お客様利用環境データを、適切に管理します。法令上の義務に基づいて開示する場合又は本規約でお客様の承諾を得た場合を除き、当社は第三者に対し、お客様利用環境データを第三者に開示しません。但し、当社が利用目的のために、秘密保持義務を負う者に開示する場合を除きます。
2. 前項の規定に関わらず、当社はお客様利用環境データとお客様との結び付きを遮断した統計情報を当社のために利用し又は第三者に開示するこ

とができるものとします。

3. 当社は、予告なくお客様利用環境データを消去する場合があります。当社は、お客様利用環境データをお客様に提供し利用可能な状態に置く義務を負いません。

第21条 (プライバシー情報)

1. 申込書又は、お客様利用環境データその他お客様から取得する情報に、個人情報保護法第2条1項（平成十五年法律第五十七号）に定める個人情報が含まれるとき、同法を遵守します。
2. お客様は当社に提供する個人情報が、次の各号について、正確かつ真実であることを表明し、保証します。
 - (1) お客様が個人情報の取得及び当社への取得について、個人情報保護法その他の関連法令のもと、正当な権限を有していること
 - (2) お客様が、個人情報保護法その他の関連法令を遵守していること（個人情報保護法その他の関連法令上必要な同意の取得を含みます。）
3. お客様は、自らの費用と責任で、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令の遵守に必要な手続きの一切をお取りいただきます。

第22条 (知的財産権)

1. 有形無形を問わず、AirPlug™ 構成物の知的財産権は、すべて当社又は当社が使用又は利用許諾を得ている第三者がいる場合は当該第三者に帰属します。
2. 当社がお客様に AirPlug™ の提供をする過程で生じた知的財産権は、当社に帰属します。
3. 当社がお客様利用環境データを用いて作出した成果及びデータに関する知的財産の一切は当社に帰属します。
4. 当社は、前項の成果及びデータを自由に利用することができるものとします。
5. 当社はおお客様に対し、第3項の成果及びデータを、お客様に対し開示する義務を負いません。

第5章 責任・損害賠償の制限

第23条 (契約不適合責任)

当社が納入した AirPlug™構成物に、本契約内容に適合しない不具合があり、AirPlug™構成物をご利用いただくことができない場合、別途お知らせする利用開始日後6ヶ月以内にお客様から当該不具合を通知頂くことを条件として、当社は、その選択により交換、修補又は代金の減額をいたします。但し、当該不具合が、第16条(禁止事項)に該当する等、お客様に起因する場合、当社は責任を負いません。

第24条 (製造物責任)

1. 当社は、器機端末群(当社が、製造物責任法(平成六年法律第八十五号)第2条3項の「製造業者等」となる製造物に限ります。)の欠陥(製造物責任法第1条の「欠陥」をいいます。)に起因して、お客様又はエンドユーザーに損害を与えた場合(但し、当該器機端末のみに損害を与えた場合を除きます。)、当社は、当該欠陥の存在する器機端末群の代金額又は第27条第2項(2)記載の金額のいずれか低い方の金額を上限として損害賠償責任を負います。但し、当社が予見すべきであったか否かに関わらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については損害賠償責任を負わないものとします。
2. 当該欠陥が、器機端末群を納入した時点における科学又は技術に関する知見によっては当社が認識できなかった場合、又はお客様の責めに帰すべき事由により生じた場合、当社は本条の損害賠償責任を負わないものとします。

第25条 (補償)

1. お客様は、次の各号のいずれかに該当するとき、お客様の責任と費用負担で当社を保護し、各号の事由により当社が被った損害(合理的な弁護士費用を含みます。)のすべてを補償し、賠償していただきます。
 - (1) AirPlug™の利用に起因又は関連して、お客様が第三者の権利又は利益を侵害したことを理由として、当社又はその役員・従業員に対し、クレーム又は請求がなされたとき

- (2) お客様が、本契約に違反したことにより当社に損害が発生したとき
2. お客様は、前項各号に該当するとき、当社の求めに応じ、自らの費用と責任により、当社の防御又は損害軽減のための対応に必要な情報を提供するものとします。

第26条 (免責及び責任制限)

1. 次の各号のいずれかに起因又は関連して、お客様又はエンドユーザーその他の第三者が被った損害については、本規約に明記されたものを除き、当社は請求原因のいかんを問わず、一切の責任を負いません。
- (1) 本契約の終了
- (2) AirPlug™の提供停止、提供終了又は変更
- (3) お客様利用環境データの消去
- (4) お客様による本契約違反
- (5) 免責事由による AirPlug™ 及び AirPlug™ 構成物の全部又は一部の不提供その他当社による契約上の義務の不履行
- (6) 当社の責めに帰すことができない事由による損害
2. 前項の規定に関わらず、当社が、お客様、エンドユーザーその他の第三者に対し、何らかの損害賠償責任を負うとき、その範囲及び金額は、本規約に特段の定めがない限り、次の各号のとおりとします。
- (1) 損害の範囲は、これらの者に現実に生じた、直接かつ通常の損害に限られます。逸失利益を含む特別損害は、その予見又は予見可能性の有無に関わらず、損害の範囲に含まれません。
- (2) 損害額は、損害発生の原因となる出来事が生じた時から遡って6ヶ月間に、お客様が当社に対し現実にお支払い頂いた金額を上限とします。
3. 前2項は損害が専ら当社の故意又は重過失のみに起因して生じたときには適用されません。

第6章 本契約の存続・終了

第27条 (契約期間)

本契約の期間は、申込書記載の申込承諾日を始期とし、解除等本契約に定める契約終了事由が生じた日を終期とします（以下、この期間を「契約期間」といいます。）。

第28条 (お客様による解除)

契約期間中（自動更新後の延長期間を含む）に、お客様側のご都合により本契約の解除を希望される場合、別紙記載の条件の下、当社所定の手続きをとることにより本契約の全部又は一部を解除することができます。

第29条 (お客様所有物件の所有権に伴う措置)

お客様の物件の所有権が第三者に移転する場合、当社と当該第三者との間で本契約が承継（新規の契約締結を含みます）されるよう、合理的な範囲でのご協力をお願いさせていただきます。

第30条 (当社による解除)

1. 当社は、お客様が本契約に違反し、相当の期間を定めた催告後なお違反状態が是正されない場合、本契約の全部または一部を解除することができます。この場合、当社は解除による損害を賠償する義務を負いません。
2. 当社は、お客様が以下のいずれかの事由に該当するとき、事前の催告なく、本契約の全部又は一部を解除することができます。
 - (1) 第三者からの差押え、仮差押え、競売、破産、特別清算、民事再生手続若しくは会社更生手続等の法的清算手続の開始の申立てを受けたとき、又は自らこれらの法的清算手続きの申立てをしたとき
 - (2) 手形若しくは小切手の不渡り等の支払停止状態に陥ったとき
 - (3) 公租公課の支払いを滞納し督促を受け、又は租税債権の保全処分を受けたとき
 - (4) 所轄官庁から営業停止処分、営業免許若しくは営業登録等の取消し処分を受けたとき
 - (5) 解散、事業の廃止、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は合併の決議を行ったとき（但し、AirPlug™の利用主体に変更が生じた場合に限ります）
 - (6) 当社からの問合せその他の回答を求める連絡に対し、30日以上応答を頂けないとき又は継続的な不在状態が見込まれるとき
 - (7) 第31条（反社会的勢力の排除）の表明保証違反が認められたとき
 - (8) お客様が本契約に違反し、その是正が困難と判断されるとき

(9) その他、本契約の継続が困難であると合理的に判断されるとき

第31条 (反社会的勢力の排除)

お客様は、当社に対し、次の各号の事実がすべて真実であることを表明し、保証します。

- (1) 自らが反社会的勢力に該当しないこと
- (2) 反社会的勢力が自らの経営を支配していないこと
- (3) 反社会的勢力が自らの経営に実質的に関与していないこと
- (4) 自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は当社若しくは第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用していないこと
- (5) 反社会的勢力に対し資金などを提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと
- (6) その他、自らの役員など経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

第32条 (期限の利益の喪失)

お客様は、本契約の終了により当社に対する一切の未履行の債務について、期限の利益を当然に喪失し、当社に対して残債務を直ちに弁済いただきます。

第33条 (相殺の禁止)

お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、当社に対する債務と、当社のお客様に対する債務を相殺することができません。

第34条 (本契約終了の効果)

1. 本規約の各条項に基づく、本契約の終了の効果は将来にわたってのみ生じるものとします。
2. 本契約の解除は、解除をした当事者から解除をされた当事者に対する法的責任の追及を妨げません。
3. 本契約終了後も、本条項及び次の各号の規定は当事者間で継続して効力を有します。但し、個別の条項に期間の定めがある場合は、その期間に限り有効とします。

- (1) 第3条(本契約の締結)第3項

- (2) 第4条(本規約の適用)
- (3) 第9条(利用料金の支払等)第3項乃至第5項
- (4) 第15条(エンドユーザーの管理)第2項
- (5) 第16条(禁止事項)
- (6) 第17条(秘密保持)
- (7) 第18条(事例の公開)
- (8) 第19条(お客様利用環境データの利用)
- (9) 第20条(お客様利用環境データの管理)
- (10) 第22条(知的財産権)
- (11) 第23条(契約不適合責任)
- (12) 第24条(製造物責任)
- (13) 第25条(補償)
- (14) 第26条(免責及び責任制限)
- (15) 第32条(期限の利益の喪失)

第7章 一般条項

第35条 (通知)

1. 本契約に基づく、要求又は催告(以下、「通知等」といいます。)は、申込書に「連絡先」欄に記載頂いた方との間で書面(電子メールを含みます)により行うものとします。
2. 通知等は次の各号の方法により行うことができるものとし、各号記載の時点に相手方に到達したものと見做します。但し、各通知等の行為が当社の営業時間後に行われた場合は翌営業日に到達したものと見做します。
 - (1) 持参：交付の当日
 - (2) 郵送：郵便物が相手方に到達した日(配達日時を証明することができる方法による)
 - (3) 電子メール：発信の日
 - (4) 当社ウェブサイトへの掲載：当社ウェブサイトへの公開時点

第36条 (譲渡禁止)

お客様は、当社の書面による事前承諾なく、本契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の全部又は一部について、次の各号の事項を含む一切の処分をしてはなりません。

- (1) 譲渡
- (2) 担保権の設定

第37条 (事業譲渡)

当社は、AirPlug™の提供に係る事業の全部又は一部を第三者に事業譲渡するとき、お客様の承諾なく本契約上の地位又は契約上の権利及び義務を当該第三者に承継させることができるものとします。

第38条 (言語)

本規約は日本語版を正文とします。本規約の外国語版はあくまで参考資料として作成されるものであり、正文との間に矛盾又は齟齬がある場合は正文が優先します。

第39条 (分離条項)

本規約の一部の条項が無効、違法または執行不能となった場合においても、その他の条項の有効性、合法性および執行可能性は損なわれず、また影響を受けない。

第40条 (準拠法)

本契約及び本規約は、お客様の所在地、登録がなされた国に関わらず、日本法に準拠し、解釈されます。

第41条 (合意管轄)

本契約に起因し又は関連する一切の紛争に関する訴訟その他の紛争解決手続は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

改訂日：2025年6月5日

制定日：2024年11月14日

【別紙】 サービス内容一覧

■当社が提供するサービス（製品・役務）の詳細は以下の通りとします。お客様には、1.器機端末群購入型、2.器機端末レンタル型のいずれかをお選びいただきます。

1. 器機端末購入型

- (1) お客様に器機端末群をご購入いただく形態の契約をいいます。
- (2) ご提供する器機端末群
 - ① PowerTx- C/D
 - ② Sense- T
 - ③ Sumit ™
 - ④ 上記に付属する器機端末（該当するものがある場合）
- (3) 上記器機端末群の所有権は、第7条(1)の検収通知を当社が受領した時にお客様に移転します。

2. 器機端末レンタル型

- (1) お客様に器機端末群（内容は1.(2)に同じです）をレンタル（貸与）する形態の契約をいいます。
- (2) 当社からお送りする利用開始通知に記載された利用開始日から、12ヶ月間を最低レンタル期間とします。当該期間満了の1ヶ月前までにお客様から更新しない旨のお申し出がない限り、レンタル期間はさらに12ヶ月間更新され、その後も同様とします。但し、初回の更新以降、お客様は1ヶ月前までにお申し出頂くことで、本契約の全部又は一部を解約いただけます。
- (3) 支払方法は以下の2つの方法からお選びいただけます。
 - ① 期初一括払い：利用開始日又は更新があった場合は、12ヶ月後の応当日に12ヶ月分を一括でお支払いいただく方法
 - ② 毎月払い：利用開始日以降毎月利用料をお支払いいただく方法
- (4) 最低レンタル期間中に、お客様都合での解約をされる場合は、残期間分の利用料金をご負担いただきます。
- (5) レンタル期間中お客様は3.AirPlug™ OWNERS SUPPORTのWideプランのサービスを受けられるものとします。
- (6) レンタル期間終了後、器機端末群はご返却いただきます。返却に必要な作業費用・送料は別途ご負担いただきます。

3. AirPlug™ OWNERS SUPPORT の内容は以下の通りとします。

【プラン】

	Wide	Standard	Light
(1)免許更新事務	○	○	○
(2)AirPlug™ Cloud	○	○	○
(3)AirPlug™ セキュリティ アップデート	○	○	○
(4)問合せ対応	○	○	×
(5)器機修補・交換	○	×	×

(1) 免許更新事務

無線局免許更新事務（電波利用料込）

(2) AirPlug™ Cloud

AirPlug™ Cloud の利用権限の設定

(3) AirPlug™ AirPlug™ セキュリティアップデート

AirPlug™ セキュリティアップデートは自動更新

(4) 問合せ対応

障害発生時（AirPlug™ for Building Management システムガイドラインの動作条件を満たさない状態を言います）の問合せ対応（お客様施設への当社担当者の現地訪問は年間6回を上限とし、交通費は別途お支払いいただきます）

(5) 器機修補・交換

器機端末の無償修補・不具合時の交換（初年度無料。その後1年間毎の延長）

■AirPlug™器機端末の設置工事は、原則としてお客様において、別途、建設請負工事を建設業者と締結いただきます（当社が実施する場合もございます。別途協議させていただきます）。